告示

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第二号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十一年十二月十八日　　国家公安委員会委員長　中井　　洽

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条　交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

第５章第８節中９を10とし、８を９とし、７を８とし、同節６⑴中「付表５⑺」を「付表５⑻」に改め、同節中６を７とし、同節５⑷中「付表５⑹」を「付表５⑺」に改め、同節中５を６とし、４の次に次のように加える。

５　高齢運転者等専用場所等での駐車、停車

⑴　駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表３⑴52の２、53の２）により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表５⑹）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。

⑵　標識（付表３⑴20の下に付表３⑴73の４があるもの）により標章車に限り駐車が認められている時間制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間）では、専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車できます。

⑶　専用場所駐車標章は、普通自動車を運転することができる免許を受けた者で次に当たるものに限り、公安委員会に申請して、交付を受けることができます。

ア　70歳以上の高齢運転者

イ　両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者

ウ　肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者

エ　妊娠中又は出産後８週間以内の運転者

⑷　高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間で駐車や停車をするときは、駐車や停車をしている間、専用場所駐車標章を普通自動車の前面の見やすい場所（フロントガラスのある普通自動車では、その内側）に掲示しなければなりません。

⑸　高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間では、公安委員会から専用場所駐車標章の交付を受けていない者は、駐車や停車をしてはいけません。

第９章２⑽中「付表５⑻」を「付表５⑼」に改める。

付表３⑴イ軌道敷内通行可の項の次に次のように加える。

高齢運転者等標章自動車駐車可 	52の２	標章車の駐車ができること（この標識の下に補助標識73の４がある。）	文字と縁は白地は青

付表３⑴イ駐車可の項中「文字と縁は白地は青」を「同　上」に改め、同項の次に次のように加える。

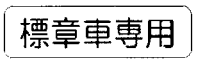
高齢運転者等標章自動車停車可 	53の２	標章車の停車ができること（この標識の下に補助標識73の４がある。）	同　上

付表３⑴ウ色の欄中「１　地は白」の次に「（車の種類を表示する補助標識（73の４）の地は淡い黄）」を加える。

付表３⑴ウ中

車の種類 	73の３	同　上

を

車の種類 	73の３	同　上
車の種類 	73の４	同　上

に改める。

付表４に次のように加える。

標　章　車	高齢運転者等標章自動車